

## 国立大学法人大分大学職員の早期退職に関する規程

平成25年10月23日制定

平成25年規程第67号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第19条第2項の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の早期退職に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) 「募集」とは、定年前に退職する意思を有する職員の募集をすることをいう。
- (2) 「応募」とは、募集に対し、自らの意思により応募することをいう。
- (3) 「認定」とは、応募による退職が予定されている職員である旨の認定をすることをいう。
- (4) 「退職すべき期日」とは、学長が別に定める退職の日をいう。
- (5) 「早期退職制度」とは、学長が法人の運営において必要があると認める場合において、組織の活性化及び職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、職員が就業規則第21条に規定する定年に達する日前に、この規程により退職する制度をいう。

### (対象者)

第3条 早期退職制度の対象者は、定年前に退職する意思を有するものであって、国立大学法人大分大学職員退職手当規程（平成16年規程第29号。以下「退職手当規程」という。）の適用を受ける職員のうち、その者に定められた定年から15年を減じた年齢以上である職員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 退職すべき期日が到来するまでに定年に達する者
- (2) 就業規則第63条に規定する懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を応募の時点において受けている者

### (募集)

第4条 学長は、募集を行うに当たっては、募集の目的、退職すべき期日、募集をする人数及び募集の期間、その他学長がその都度定める当該募集に関し必要な事項を記載した要項（以下「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知する。

### (応募)

第5条 第3条に規定する職員は、募集実施要項に基づき応募し、当該要項に定める退職すべき期日が到来する30日前までの間、応募の取下げを行うことができる。

2 応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、学長は職員に対し

これらを強制してはならない。

(認定)

第6条 学長は、応募をした職員（以下「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、認定をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第4条に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- (1) 応募が募集実施要項に適合しない場合又は第3条に規定する対象者に該当しない場合
  - (2) 応募者が応募をした後就業規則第63条に規定する懲戒処分を受けた場合
  - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
  - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 2 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 3 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 就業規則第63条の規定による懲戒処分を受けたとき。
  - (2) 退職手当規程第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (3) 退職手当規程第18条の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
  - (4) 退職すべき期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
  - (5) 第5条の規定により応募を取り下げたとき。

(退職手続)

第7条 職員は、就業規則第20条第2項の規定により、退職すべき期日の少なくとも30日前までに、退職願を提出しなければならない。

(雇用の制限)

第8条 早期退職制度により退職した者は、再び退職手当規程の適用を受ける職員となることはできない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、早期退職制度に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年11月1日から施行する。

2 国立大学法人大分大学職員退職勸奨規程（平成24年規程第15号）は、廃止する。

附 則（令和5年規程第23号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、第3条の適用については、同条中「定年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる年齢とする。

（1） 大学教員（教授，准教授，講師，助教及び助手をいう。）及びリサーチ・アドミニストレーター	満65歳
（2） 労務職員	満63歳
（3） 上記第1号及び第2号を除く者	満60歳